

平成31年 第2回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成31年2月6日 開会

平成31年2月6日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成31年 第2回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

(平成31年2月6日)

○本委員会に付した事件

- 1 議案第3号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫

教 育 部 長	井 筒 亨
教 育 部 次 長	鈴 木 栄 基
教 育 部 次 長	中 川 雅 博
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	吉 成 章
子 ども 課 長	所 美 穂 子
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規
事務局学校教育課総務係	吉 村 沙 紀

午前10時05分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から平成31年第2回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第3号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料等を改正しようとするものであります。

○三角教育長 それでは、日程番号1、議案第3号、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○中川教育部次長 議案第3号につきましては、複数の課にまたがるものになりますので、私から全体についてご説明した後、担当課から詳細の説明をさせていただきたいと思っております。

本議案の改正趣旨ですが、消費税法及び地方消費税法の一部改正により、消費税率及び地方消費税率が、本年10月1日に8%から10%に引き上げられることから、課税対象となる施設の使用料にこれを適正に転嫁するため、施設の使用料の改定を行おうとするものです。

改正を行う条例は、教育委員会所管施設の使用料を規定している23の条例になり、この使用料改定についての施行日は本年10月1日、一部の文言修正につきましては、公布の日施行することとしております。

それでは、担当課からご説明をさせていただきます。

○吉成生涯学習・文化・スポーツ振興課長 生涯学習・文化・スポーツ振興課に係る、岩見沢市都市公園条例ほか21の条例の一部改正についてご説明いたします。

初めに、使用料の改定は、市全体で統一した方法で行われます。

基本ルールといたしまして、現行の使用料から消費税等相当額8%分を控除しまして課税標準額を求めます。それに10%を加算して、10円未満の端数を切り捨てるという方法が採られております。この基本ルールは、全ての条例に適用されております。

具体的に申しますと、新旧対照表のNo.1の一番上に、岩見沢市都市公園条例がございます。こちらの最初のところに、みずほ公園野球場がございますが、こちらの表の上段に入場料の類を徴収しない場合、現行の1日料金は4,320円ですが、先ほどの基本ルールに従いまして計算しますと、改正後は、4,400円。半日の場合は2,160円から2,200円に。2時間の場合は現行では1,080円となっておりますが、改正後は1,100円。放送施設についても、同様に1,080円から改正後は1,100円というようになっております。

基本ルールが適用されている部分の説明は、この例をもちまして終わらせていただき、次に、例外的な取扱いとなっている部分について、ご説明をさせていただきます。

同じく新旧対照表の7枚目、岩見沢トレーニングセンター条例新旧対照表をご覧ください。

中段、個人使用の場合のところに、回数券（11枚つづり）とあります。回数券につきましては、当日券10回分の使用料で11枚分の回数券が購入できる場合など、単価と数量の関係が明確な場合は、基本ルールによらず、改定後の単価に現行の使用料の枚数分を掛けたものを改定後の使用料とするということに統一されておりました、単価に改定が無い場合は回数券も改定しないとされております。

岩見沢トレーニングセンター条例では、当日券の単価が50円、回数券はその10回分と明確になっていることから、改定後の単価掛ける現行使用料の回数分が改定後の使用料となり、単価の50円は改定後も変更とならないことから、回数券の額も据置きとなります。

なお、当課所管施設のうち、回数券を利用し基本ルールによらない施設は、岩見沢トレーニングセンターのほか、栗沢パークゴルフ場、北村多目的体育館、北村土里夢パークゴルフ場であり、回数券を利用し、基本ルールにより使用料設定している施設は、岩見沢市温水プール、岩見沢郷土科学館となっております。

○所子ども課長 岩見沢市立児童館条例についてでございます。改正方法については、先ほど生涯学習・文化・スポーツ振興課長から説明がありました基本ルールのとおりでございます。児童館使用料については、平日の午前中や夜間など子どもが使用していない時間帯に地域活動のために施設を開放する際に徴収するものでございます。資料の最後についております、新旧対照表のとおり10円から40円の改正になっております。また、資料の15ページから16ページにかけて記載されておりますとおり施行期日は平成31年10月1日から経過措置として施行日前に許可を受け、前納する使用料は、改正前の額となります。以上でございます。

○三角教育長 ただいま議案第3号について説明がございました。委員の皆様からご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 指定管の収入源って、、、。

○中川教育部次長 指定管理だと、使用料金を利用料金として収入に当てている。

○武蔵委員 郷土科学館の回数券は今まで10円安かったということですか。高校生210円が1,040円。普通に5倍したら1,050円で、今回そのようになります。

○吉成生涯学習・文化・スポーツ振興課長 明確に入館料の5枚分という定義がなされてなかったもので、今までの総額に課税基準が適用されてということなんです。

○三角教育長 この件についてご異義がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○三角教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

○三角教育長 続きまして、その他に移ります。

委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 以上をもちまして、第2回教育委員会臨時会を終了させていただきます。
ご苦労さまでした。

午前10時15分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員